

異議申立審査役年次活動報告書

2024年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異 議 申 立 審 査 役

異議申立制度について

2010年4月に国際協力機構(以下「JICA」)が公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」¹(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、2010年4月に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」²(以下「異議申立手続要綱」)に基づき、JICAの事業担当部署及び環境社会配慮審査部署(以下「事業担当部署」)から独立した「異議申立審査役」(以下「審査役」)が設置されています。

異議申立手続は、(1) JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、(2) ガイドラインの不遵守又は不遵守が疑われることを理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、申立人及び相手国等(相手国、地方政府を含む相手国政府、借入人又はプロジェクト実施主体者)の合意に基づき、当事者(申立人及び相手国等)間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

年次活動報告書について

本活動報告書は、異議申立手続要綱に基づき、2024年度における審査役の活動状況を公表するものです。

異議申立手続要綱や過去の活動状況等については、JICAウェブサイトの「異議申し立て制度」(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照ください。

¹ 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>)をご参照下さい。

² 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照下さい。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定める審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2024年度においては、1件の異議申立につき手続を実施しました。

この場を借りて、異議申立手続に関する活動にご協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2025年 8月

異議申立審査役

掛川 三千代(かけがわ みちよ)
創価大学 経済学部 教授

作本 直行(さくもと なおゆき)
日本貿易振興機構(JETRO)・アジア経済研究所 名誉研究員

村山 武彦(むらやま たけひこ)
東京科学大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2024年度における異議申立の受理はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2024年度に手続開始決定となった案件は、ネパール国「ポカラ上水道改善計画」(無償資金協力)の1件でした。手続開始決定が留保となった案件や却下となった案件は、ありませんでした。

ネパール国「ポカラ上水道改善計画」については、2024年2月21日から5月31日にかけて、予備調査を実施した結果、5月31日に手続開始を決定し、申立人に通知しました。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立にかかる審査役調査報告書の作成

(1) 2024年度における異議申立にかかる調査報告書の作成件数は、ネパール国「ポカラ上水道改善計画」の1件でした。

(2) ネパール国「ポカラ上水道改善計画」に係る調査報告書の作成

審査役は、2024年6月1日から同年9月30日にかけて、申立人を含む現地ステークホルダー、JICA事業担当部、ネパール政府関係機関等へのヒアリングや現地視察を行うとともに、紛争解決に向けた当事者間の対話について現状を確認しました。加えて、収集した資料の確認・検討を行い、2024年9月30日に国際協力機構(JICA)理事長(以下、「理事長」)に対し調査報告書を提出しました。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

ネパール国「ポカラ上水道改善計画」に係る調査報告書の結論として、審査役は、同案件について、「JICA のガイドラインに不遵守の事実があったとまではいうことができない」と判断しました。

ただし、審査役は、JICA がプロジェクトの実施にあたり、ガイドラインの遵守をより確実なものとするため、JICA が業務を改善できる余地があると考え、JICAに対して、以下の提言を行いました。

(1) 情報公開:積極的な情報公開を進めるための努力の推進

相手国等によるEIA報告書の情報公開の実施を、JICAとしても積極的に支援するとともに、ガイドラインに則って、遅滞なく適時適切な方法で自ら情報公開するよう、努めていただきたい。加えて、環境許認可証明書や住民移転計画(Resettlement Action Plan: RAP)も同様に、相手国等と協議の上、速やかに、できる限り公開していくことが望ましい。

同様に、ガイドラインに則り、モニタリング結果を遅滞なく適時適切な方法で、情報公開するよう努めていただきたい。また、実施機関により、モニタリング結果が速やかに公表されるよう、働きかけに努めていただきたい。

(2) 現地ステークホルダーとの協議、社会的合意:ステークホルダーの意味ある参加が確保され、ステークホルダーの意見が意思決定に十分反映されることの確認

ガイドラインでは、意味のある住民参加と協議の確実な実施が求められていることから、JICAは、本プロジェクトサイクル期間中(即ち、事後評価を実施するまでの期間)、土地を提供したことにより、生計手段が変わった住民との協議を、実施機関が丁寧に行っているかを確認し、必要に応じて実施機関の活動を支援するよう努めていただきたい。

(3) 用地取得:用地取得に関する補償プロセス(再取得価格)実施の確認

ガイドラインに則って、再取得価格で補償を行ったか、相手国等の書類をベースに確認できるよう努めていただきたい。また、今回の調査ではRAP の存在や内容が確認できなかったことから、相手国とJICAの間で合意した環境社会配慮事項を、確実に実施するよう、努めていただきたい。

6 当事者への調査報告書の送付

「ネパール国ポカラ上水道改善計画 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る報告書」の英訳版を、2024年10月1日に申立人へメールで送付するとともに、印刷版を国際宅急便で送付しました。ネパール政府関係者に対しては、JICAネパール事務所を通じて送付しました。

7 調査報告書の公開

「ネパール国ポカラ上水道改善計画 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る報告書」を、2024年10月16日にJICAのウェブサイト(下記URL)で公開しました。

(1) 日本語版(正本)

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2024/10/16/reportJapanese.pdf

(2) 英語版(正本の翻訳)

https://www.jica.go.jp/english/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2024/10/16/InvestigationReportEnglish.pdf

8 JICAの事業担当部署からの意見書

調査報告書の内容に対し、JICAの事業担当部署より、2024年10月31日付の意見書が、JICA理事長に提出されました。事業担当部署は、審査役の提言を踏まえ、相手国関係機関への働きかけや確認を行い、遅滞なく適時適切な情報公開、実施機関と現地ステークホルダーの協議の確認や支援、補償の確認や相手国等とJICAの間で合意した環境社会配慮事項の確実な実施等の対応に努める、としています。

同意見書はJICAのウェブサイト(下記URL)で公開されています。

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2024/11/13/Japanese.pdf

9 当事者からの意見書

調査報告書の内容に対し、申立人より、2024年11月25日付で意見書が提出されました。同意見書はJICAのウェブサイト(下記URL)で公開しています。

https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/objection/_icsFiles/afldfile/2024/12/04/Opinion20241125.pdf

10 JICA理事長からの指示

調査報告書及びJICA事業担当部署からの意見書、当事者からの意見書を受け、JICA理事長は事業担当部署に対して、「2024年10月31日付の事業担当部署の意見書に記載された対応方針を着実に実施すること」という指示を行いました。

11 調査報告書の提言に関するJICAの事業担当部署からの報告

2025年2月5日に、JICAの事業担当部署より、調査報告書のJICAへの提言(上記5)を受け、事業担当部署の意見書(上記8)に記載された対応の実施状況について、以下の報告がありました。

(1) 実施機関への申し入れ実施

調査報告書の提言を受け、2024年11月20日付で実施機関へ以下の申し入れを行った。

- ・ EIA報告書のJICAへの提出と、JICAによる公開
- ・ 環境許認可証明書のJICAへの提出とJICAによる公開
- ・ RAPのJICAへの提出とJICAによる公開
- ・ 実施機関によるEIA報告書、環境許認可証明書、RAP及びモニタリング結果の公開
- ・ 実施機関による土地を提供したことにより生計手段が変わった住民との丁寧な協議の継続
- ・ 再取得価格による用地取得補償の確認及びその回答

(2) 実施機関からの回答

2024年12月6日付で実施機関から以下の回答を受領。

- ・ EIA報告書を送付するとともに、JICAウェブサイトでの公開を了承し、実施機関でも公開を進める。
- ・ 環境許認可証明書およびRAPの公開手続きを進める。
- ・ 環境モニタリング結果の公開を進める。
- ・ 現地ステークホルダーとの慎重な協議に引き続き努める。
- ・ ネパール政府の規則に基づき用地取得を実施し、行政上所定の手続きに則り補償を行った。

(3) 実施機関からの回答(2024年12月6日付)に対するJICAの対応

- ・ 受領したEIA報告書及び環境許認可証明書をそれぞれ2024年12月17日、2025年1月23日にJICAウェブサイトにて公開した。
- ・ RAPは未受領だが実施機関への提出を催促している。受領次第、JICAウェブサイト
で公開を行う³。

³ 2025年6月16日に、事業担当部署から「2025年6月9日付でJICAウェブサイトにてRAPが公開された」との報告を受領し、その公開を確認しました。

- ・ 実施機関による環境社会配慮文書の公開も引き続き促しており、EIA報告書、環境許認可証明書、環境モニタリング結果については、本報告(2025年2月5日)までに実施機関のウェブサイトで公開していることを確認した。
- ・ 実施機関から、ネパール政府の規則に基づき補償を行った旨の回答を得ている。これに対し、可能な限り再取得価格で補償が行われたのか、再度確認を求めている。

II. 他の機関との連携・協調

1 IAMnet

独立アカウンタビリティ・メカニズム・ネットワーク (Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet) は、国際金融機関・開発援助機関における環境社会配慮にかかるアカウンタビリティ及びコンプライアンスの強化に携わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnet年次総会に参加し、2019年6月から正式にIAMnetに加盟しています。

2024年10月1日から4日にかけて、IAMnetの年次総会が、世界銀行及びアジア開発銀行 (Asian Development Bank: ADB) のAccountability Mechanismの共催によりフィリピン国マニラ市で開催され、掛川審査役、作本審査役、村山審査役が参加しました。年次総会では、IAMの方針・制度のレビューや、被影響住民の救済、コンプライアンス審査、紛争解決等の課題について、情報共有や協議が行われました。また、10月3日には市民社会組織 (Civil Society Organizations) とIAMnetとの円卓会議が開催されました。これら会議への参加により、審査役は、国際金融機関、海外の開発援助機関、市民社会組織との情報共有と連携強化に取り組みました。

2 GRAM Partnership

苦情処理メカニズム及びアカウンタビリティ・メカニズム・パートナーシップ (Grievance Redress and Accountability Mechanisms Partnership: GRAM Partnership) は、緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF) の独立救済メカニズム (Independent Redress Mechanism: IRM) が設立したネットワークです。IRMは、GCFが被援助国における事業の実施主体者として認証したダイレクトアクセス機関 (Direct Access Entities) の環境社会配慮にかかる苦情処理メカニズム及び独立査察制度を強化するとともに、その活動から得た知見を、JICAを含む認証機関 (Accredited Entities) と共有する役割⁴を担っています。JICAの異議申立審査役・事務局はGRAM Partnershipに加盟しており、協議やセミナーへの参加等を通して、GCFを含む他機関の苦情処理メカニズム及び独立査察制度との協調・連携の強化を図っています。

3 協調融資案件に関する情報の共有

(1) ADBとの情報共有

⁴ Green Climate Fund (2022), *Providing Leadership to the Rising Grievance Redress and Accountability Mechanisms (GRAMs) Community of Practice: Concept Note*, p. 4.

JICAとADB、欧州投資銀行 (European Investment Bank: EIB) との協調融資案件であるネパール国の「タナフ水力発電事業」に関し、ADBに対してなされた異議申立について、2024年5月14日にADBのAccountability Mechanismから、先方の対応についての報告⁵を受けました。なお、同案件に関しては、JICAへの異議申立はなされていません。

(2) EBRDとの情報共有

JICAと欧州復興開発銀行 (European Bank for Reconstruction and Development: EBRD)、国際金融公社 (International Finance Corporation: IFC)、ADB、オランダ開発金融公社 (Nederlandse Financierings-Maatschappij voor Ontwikkelingslanden N.V.: FMO) との協調融資案件であるウズベキスタン国「ザラフシャン風力発電事業」に関し、EBRDに対してなされた異議申立⁶について、2024年5月21日にEBRDのIndependent Project Accountability Mechanismから、報告を受けました。なお、同案件に関しては、JICAへの異議申立はなされていません。

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

異議申立審査役は、異議申立手続要綱に則り、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等から構成される選考委員会によって選ばれ、JICA理事長によって委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされています。2022年7月1日付で掛川三千代審査役 (創価大学経済学部教授) と作本直行審査役 (日本貿易振興機構・アジア経済研究所名誉研究員)、2024年9月1日付で村山武彦審査役 (東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授) が委嘱されています。

2 異議申立審査役事務局

JICAは、審査役の職務の補助、及び審査役に関する事務の処理のために、異議申立手続

⁵ 同事案の詳細については、ADBの報告書 (<https://www.adb.org/sites/default/files/page/632626/nep-43281-013-complaint-form.pdf>) をご参照ください。

⁶ 同事案の詳細については、EBRDのウェブサイト (<https://www.ebrd.com/home/what-we-do/projects/independent-project-accountability-mechanism/case-registry/Zarafshon-Wind.html>) をご参照下さい。

要綱に基づき、事務局を設置しています。

以 上